

⑤ 新紙幣対応支援事業補助金を交付します

問・申 商工課(内線 510) 〒309-1792 笠間市中央 3-2-1



ホームページ

市では電力・ガス食料品等の価格高騰による影響を受ける市内の中小企業者に対し、令和 6 年 7 月に発行された新紙幣に対応する現金收受機、釣銭機、券売機の改修・更新に要する費用を一部補助します。

対象者 市内で事業を営み、今後も事業を継続する中小企業者で、日本標準産業分類 大分類「I 卸売業・小売業」「M 宿泊業・飲食サービス業」「N 生活関連サービス業、娯楽業」に該当する事業者。ただし、公序良俗に反する事業および風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律の規定による許可または届出を要する事業を除く。

対象経費 市内で現在使用している現金收受機、釣銭機、券売機で無人で金銭を収受する機器を新紙幣に対応するための改修、更新に要した費用
※自動販売機、両替機は対象になりません。

※令和 6 年 4 月 1 日から 12 月 27 日までの間に支払いが完了した経費が対象です。

補助額 補助対象経費(税抜)の 2 分の 1 以内、1 台につき上限 15 万円(1,000 円未満切り捨て)
※補助金は 1 事業者につき 1 回を限度とします。

申請方法 必要書類を添えて郵送または、右上の二次元コードから申請してください。詳しくは市ホームページ(右上の二次元コード)でご確認ください。

申請期限 12 月 27 日(金)※郵送の場合は当日消印有効

⑥ 介護保険施設における居住費の負担限度額が 8 月 1 日から変わります

問 高齢福祉課(内線 172) 笠間支所保険福祉課(内線 72133) 岩間支所保険福祉課(内線 73172)

所得が低い方に対する介護保険施設入所者やショートステイ利用者の食費・居住費の助成制度(補足給付)が変わります。

○居住費(日額)の負担限度額が変わります

近年の高齢者世帯の光熱・水道費などや在宅で生活する方との公平性等を総合的に勘案し、8 月から、居住費の負担額が 60 円(日額)引き上がります。なお、食費の負担限度額は変更ありません。

負担限度額		第 1 段階		第 2 段階		第 3 段階①②	
		7 月まで	8 月から	7 月まで	8 月から	7 月まで	8 月から
多床室	特養等	0 円	0 円	370 円	430 円	370 円	430 円
	老健・医療院等	0 円	0 円	370 円	430 円	370 円	430 円
従来型個室	特養等	320 円	380 円	420 円	480 円	820 円	880 円
	老健・医療院等	490 円	550 円	490 円	550 円	1,310 円	1,370 円
ユニット型 個室の多床室		490 円	550 円	490 円	550 円	1,310 円	1,370 円
ユニット型個室		820 円	880 円	820 円	880 円	1,310 円	1,370 円

(注)利用者負担段階第 1 段階の多床室利用者については負担限度額の変更はありません。

補足給付の対象ではない方がご負担いただく額は、施設と利用者の契約により決められています。

4 ページ 後期高齢者医療保険料の納付は、口座振替にすると便利です。